

関自監旅第369号
平成21年12月25日
一部改正 平成23年9月7日

管内各運輸支局長 殿

関東運輸局長

遊休車両算出に要する報告書の提出について

標記について、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月30日付け関自監旅第219号、関自旅二第1116号、関自保第230号)及び「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」(平成21年9月30日付け関自監旅第221号、関自旅二第1118号、関自保第232号)に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業者に対する自動車等の使用停止処分のほか、遊休車両について、自動車等の使用停止処分を付加することとしたところである。

このため、遊休車両数を算出するにあたり監査営業所の稼働実績等が必要となることから、道路運送法第94条第1項に基づき、旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)第3条の規定により、一般乗用旅客自動車運送事業者に対し、下記の様式等による臨時の報告を求めることとしたので、関係者等に対し周知徹底を図らねたい。

なお、報告書の提出がない場合又は虚偽の報告をした場合は、行政処分又は道路運送法に基づく罰則の適用があることを承知おき願いたい。

記

1. 遊休車両算出に要する報告書

- (1) 遊休車両算出報告書(別紙様式第1表)
- (2) 遊休車両算出明細書(別紙様式第2表)

2. 報告期限等

- (1) 遊休車両算出に要する報告書の提出期限は、監査日より1ヶ月以内とする。
- (2) 遊休車両算出明細書の調査期間は、監査対象となった営業所の稼働実績とし、調査

期間は監査日前3ヶ月間(月毎)とする。

なお、監査日前3ヶ月間(月毎)の報告書の提出後において、稼働実績に変更が生じた場合には、行政手続法(平成5年法律第88号)第30条に基づく弁明の機会の付与の通知日前3ヶ月間を新たな調査期間として、報告書を弁明書の提出期限までに提出できるものとする。

(3) 提出がない場合は、月別輸送実績報告書から算出する。

3. 提出先

報告書は、営業所の所在地を管轄する運輸支局長を經由し関東運輸局長あてにそれぞれ一通提出すること。

4. 適用

この通達の適用は、平成22年1月1日から施行する。

附則(平成23年9月7日付け関自監旅第440号)

改正後の通達は、平成23年9月7日から施行する。

遊休車両算出報告書

関東運輸局長あて
(関東運輸局 運輸支局長)

住 所
事業者名
代表者名(役職及び氏名)

平成 年 月 日の 営業所の監査に伴う遊休車両に係る稼働実績を次のとおり提出します。

$$\begin{array}{c} \text{監査日における} \\ \text{保有車両数} \end{array} \times (1 - \text{実働率}) = \begin{array}{c} \text{遊休車両数} \\ \text{小数点以下切り捨て} \end{array}$$

年月日等	延実在車両数	延実働車両数	実働率
平成 年 月1日 ~ 平成 年 月末			
平成 年 月1日 ~ 平成 年 月末			
平成 年 月1日 ~ 平成 年 月末			
合 計			

注意事項

- 別紙様式第2表により算出した延実在車両数及び延実働車両数について記入する。
- 土日、祝日及び事業者の全休日を除く場合は、除外後の数値を記入すること。
なお、土日、祝日及び事業者の全休日を除く場合は、対象期間の3ヶ月間すべてにおいて除くこと。
- 実働率の算出は以下により求め、小数点第3位を切り上げること。
$$\text{延実働車両数} \div \text{延実在車両数} = \text{実働率}$$
- 提出期限は、監査日から1ヶ月以内とする。
- ハイヤーとは、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第4条第8項第3号に規定するものをいう。
- この報告書の提出後において、稼働実績に変更が生じた場合には、行政手続法(平成5年法律第88号)第30条に基づく弁明の機会の付与の通知日(通知書に記載された当該通知を発出した日)の属する前月以上の連続した3ヶ月間を新たな調査期間として、報告書を弁明書の提出期限までに提出できるものとする。この場合において、「監査日における保有車両数」は「弁明の機会の付与の通知日現在の保有車両数」と読み替えるものとする。

遊休車両算出明細書

当月末現在の保有車両数

1. 保有車両数

2. 保有車両の内訳

タクシー

ハイヤー

福祉車両等

3. 調査期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

日(曜日)		延実在車両数	延実働車両数 (a + b)	車両数の明細	
				実働車両数	
日	曜日			タクシー等の車両数(a)	事故車両等数(b)
1日					
2日					
3日					
4日					
5日					
6日					
7日					
8日					
9日					
10日					
11日					
12日					
13日					
14日					
15日					
16日					
17日					
18日					
19日					
20日					
21日					
22日					
23日					
24日					
25日					
26日					
27日					
28日					
29日					
30日					
31日					
合計					

注1. 延実在車両数に計上するものは次のとおり。

当日現在保有しているタクシー車両数(事故、故障、車検等により稼働不可能な車両も含む。)

当日現在保有しているハイヤー車両数(事故、故障、車検等により稼働不可能な車両も含む。)

注2. タクシー等の車両数(a)に計上するものは次のとおり。

当日稼働したタクシー車両数

当日現在保有しているハイヤー車両数(事故、故障、車検等により稼働不可能な車両を除く。)

注3. 事故車両等数(b)に計上するものは次のとおり。

事故、故障、車検等により当日稼働ができなかったタクシー車両数(自動車検査証の有効期限が満了している車両を除く。)

事故、故障、車検等により当日稼働ができなかったハイヤー車両数

注4. 延実在車両数、延実働車両数、(a)及び(b)には、福祉車両等の特殊な需要のみに対応する車両は含まない。